

第1回検討会および事業者団体等ヒアリングを受けた制度検討の方向性

論点に関する主な意見

制度検討の方向性

『新しいイメージの既存住宅』
に求められること「不安」
の払拭

- ✓ 最低限、「耐震性があること」と「構造上の不具合がないこと、雨漏りがないこと」が必要
- ✓ 建物状況調査と既存住宅売買瑕疵保険との連携は重要
- ✓ 目に見えない部分の保険・保証が重要

「汚い」
イメージ
の払拭

- ✓ 見た目の要件を国で一律に定義することは難しい
- ✓ 設備等の交換時期を築年数等で一律に定義することは難しい

「わから
ない」
イメージ
の払拭

- ✓ 適切に維持管理されていることが評価されるべき
- ✓ 共同住宅の共用部分の管理の情報開示を推奨すべき
- ✓ 初めて既存住宅を購入する際に必要な視点を消費者に啓発すべき

『新しいイメージ
の既存住宅』
の供給体制

- (事業者団体に求められること)
- ✓ 事業者が適切に情報提供を行うことが重要
 - ✓ 購入やリフォーム・維持管理に関する相談窓口が必要
- (制度的な枠組みに求められること)
- ✓ わかりやすく伝えるため、一定の要件を満たす住宅に対して、統一の商標を導入していくことは良い
 - ✓ 既存の制度を活用し、効率的でわかりやすい制度にすべき
 - ✓ 事業者による検査や情報開示の努力が評価される制度とすべき
 - ✓ 市場での流通実態を考慮し、要件を引き上げていく事を前提とすべき

- ✓ 求める品質としては、「耐震性があること」及び「構造上の不具合や雨漏りがないこと」とする
- ✓ 「構造上の不具合や雨漏り」について、保険・保証が付いていることとする

- ✓ 見た目の「きれいさ」を国として一律に定義は行わず、団体毎に基準を定めて適合させることとする

- ✓ 国が定める品質や維持管理の情報について情報収集を行ったうえ、広告時や商談時に情報開示を行うこととする

- (事業者団体に求められること)
- ✓ 団体は事業者が商標を付与する際のルールについて審査を行うこととする
 - ✓ 団体は事業者が消費者に対して適切に情報提供を行うよう研修、指導等を行うこととする
 - ✓ 団体に相談窓口を設置することとする
 - ✓ 団体により、満足度調査を行い国に報告することとする
- (制度的な枠組みに求められること)
- ✓ 一定の要件を満たす住宅に対する要件・商標・統一の制度名称を定め、事業者による商標の付与を可能とする
 - ✓ 定期的に要件の見直し(引き上げ)を行うこととする